## 福島市小型除雪機械貸出しの手引き

本手引きは「福島市小型除雪機械貸出し要綱」に基づき、団体登録から機械貸出し・返還までの手順を記載したものであります。よく読んで理解したうえでご利用ください。

記

#### 小型除雪機械

貸出しできる小型除雪機械(以下「機械」という)は、11台です。

#### 貸出し場所

機械の貸出し場所は、

- ・福島市維持補修センター(さくら一丁目66番地)【4台】
- ·飯坂、信陵、北信、清水、東部、吾妻支所【各1台】
- ・三河台学習センター【1台】

になります。借受団体で軽トラックを確保し機械を取りに来てください。トラックに機 械を積み込む際の車載アルミブリッジ(はしご)を一緒に貸出します。

#### 貸出し対象団体

- ①町内会、通学路などの除雪を行う除雪ボランティア団体とします。
- ②広範囲で除雪を行っていただくことを目的としておりますので、貸出し期間中は、 地域の皆さんで協力し合いながら、有効かつ効果的に機械を使用してください。

## 借受団体登録申請

- ①申請用紙は、市のホームページからダウンロードが可能です。
- ② 申請書には団体構成員(団体責任者、作業従事者等)及び除雪計画(図面に対象町内会のエリアを図示、おおよその除雪路線延長)を記入してください。
- ③申請書は、福島市道路保全課または最寄りの支所に提出してください。随時受付けいたします。郵送も可能です。

# 貸出し要件等

- ①積雪降雪期に交通の確保を図るため、市道の歩道や狭い車道などを自主的に除雪を していただきます。
- ②貸出しは1日単位で、借受団体の責任において運用してください。
- ③借受け予約、機械貸出し及び返還は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとなります。返還が遅れると次の予約団体に迷惑が掛かりますので時間厳守でお願いします。

#### 借受団体登録の決定

- ①上記項目をご理解いただいて申請された団体に対して、借受団体登録を行うものと します。
- ②登録を決定した時は、申請人に対して決定通知を送付します。

#### 借り受け方法

① 借受団体は、借受け希望する場合は福島市道路保全課及び飯坂、信陵、北信、清水、東部、吾妻支所、三河台学習センターに電話して、希望日を伝えてください。 電話予約は団体登録申請書(代表者、作業従事者等)に記載されている方に限らせていただきます。

#### (連絡先)

・道路保全課TEL 535-1111・飯 坂 支 所TEL 542-2111・信 陵 支 所TEL 557-6001・北 信 支 所TEL 554-1111・清 水 支 所TEL 557-2388・東 部 支 所TEL 534-2471・吾 妻 支 所TEL 526-3350・三河台学習センターTEL 533-8330

- ②早朝に利用したい場合は、前日(開庁日)の午後5時頃に引渡すことが可能ですので、電話予約時にその旨をお伝えください。なお、翌日(開庁日)の午後5時まで借受けができます。
- ③軽トラック等でなるべく2名で「貸出し場所」に向かってください。
- ④受取者は団体の構成員であれば誰でも良いですが、うち1名の身分証明書(運転免 許証等)のコピーを預からせていただきます。機械の返還の時にお返しまたは市で 破棄いたします。
- ⑤借り受けの際に、市から機械の操作方法と安全運転講習会(5分程度)を受けてください。
- ⑥機械の燃料は満タンで、一緒に車載用のアルミ製ブリッジ、ロープ、安全対策備品 一式を貸し出します。

空のガソリン携行缶を一緒に貸出しますので、ガソリン補充に係る費用については大変恐れ入りますが借受団体でご負担いただきますよう、お願いいたします。

⑦車に積んだ際は、ロープでしっかり固定しているかよく確認してから運搬して下さい。

## 返還方法等

- ①除雪作業終了後は、除排雪作業日報(様式第3号)に必要事項を記入してください。
- ②機械時間厳守で貸出し場所まで返還してください。その際、貸出し備品、日報も

忘れずにお渡しください。

- ③市役所閉庁日に利用したい場合は、前日(開庁日)の午後5時頃に引渡すことが可能ですが、その場合は翌開庁日の午前8時30分に返還してください。その間は借受団体で責任を持って機械を保管してください。
- ④③の場合、市から次の予約団体へ機械を受渡すよう依頼があった場合は、ご協力を お願いします。
- ⑤次の予約は、借受けした機械を返還した後になります。

### 作業上の注意

- ①除雪作業を行うときは安全を最優先とし、明るい時間帯に行うとともに操縦する者のほか誘導員1名を配置して、周辺の安全確認を行ってください。夜間作業や1名での作業は危険ですので行わないでください。
- ②万が一、作業従事者がケガをした、第三者に被害を与えた、機械を損傷させたなど の事故やトラブルが発生した場合は、速やかに安否確認と安全確保、救急車両を呼 ぶなどの初動対応と、誠意ある態度で対応してください。福島市道路保全課にも忘 れず連絡をください。
- ③従事者がケガした時または、第三者に損害が発生した場合は、市が加入する傷害保険および賠償責任保険を適用します。
- ④機械が損傷した時は、不可抗力によるものや軽微な故障は市で費用負担のうえ修理 いたしますが、利用上の注意を怠ったり、運搬時の安全確認を怠ったり、保管上の 問題があって機械を破損、滅失した時は、市に報告し指示に従うとともに、借受団 体の責任においてその賠償をしていただきます。
- ⑤交通事情や何らかのトラブルが発生して、時間までに機械を返還できないと判断した時は、速やかに道路保全課まで連絡をください。次の予約団体の貸出しに支障を来した時は、次回以降の貸出しを見合わせる(借受団体登録抹消)ことがあります。

以上が基本的な事項となります。ここに記載されていない事項については、市と相談したうえで、適切に使用してください。

お問い合わせ先 福島市建設部道路保全課 024-535-1111 (内線4118、4165)